

京都市告示第 1 号

地方自治法施行令第158条第1項の規定に基づき、次の者を京都市公金収納受託者として、平成29年度水素エネルギー普及促進事業FCVカーシェアリング運營業務に係る公金の徴収及び収納事務を委託します。

平成29年4月3日

京都市長 門川 大作

京都市公金収納受託者	委託をする事務の内容	委託する期間
タイムズモビリティネットワークス株式会社 関西支店	平成29年度水素エネルギー普及促進事業FCVカーシェアリング運營業務に係る公金の徴収及び収納事務	平成29年4月3日から 平成30年3月31日まで

(環境政策局地球温暖化対策室)